

平成 16 年 4 月 1 日に危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2、第 62 条の 5 の 3、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示第 71 条、第 71 条の 2 が改正されましたので、お知らせします。
お問い合わせ

1 地下貯蔵タンク等定期点検制度のしくみ

「法」 「消防法」をいう。
「政令」 「危険物の規制に関する政令」をいう。
「規則」 「危険物の規制に関する規則」をいう。
「告示」 「危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示」をいう。

① 定期点検の実施責任者

施設の所有者、管理者又は占有者です。

② 定期点検が必要な施設

指定数量以上の危険物を貯蔵する地下タンクを有している施設は、全て定期点検をすることになっております。

また、他の危険物施設につきましても、指定数量の倍数により点検の義務があります。

③ 実施時期

原則として 1 年に 1 回以上実施することになっています。

④ 点検実施者

危険物取扱者、危険物施設保安員又は危険物取扱者の立会いを受けた者が実施します。なお、地下タンク本体等及び地下埋設配管の漏れの点検については、点検の方法に関する知識及び技能を持った資格者が実施することになっています。

⑤ 点検方法

施設の位置、構造及び設備が法令に定める技術上の基準に適合しているかどうかについて点検します。なお、地下タンク本体等及び地下埋設配管の漏れの有無については、告示で定める方法により実施することとなっています。

⑥ 点検記録の記載事項

施設の名称、点検方法及び結果、点検年月日及び点検を行った危険物取扱者等の氏名を点検記録に記載しなければなりません。なお、点検記録表及び点検表は統一されたものを活用して下さい。

⑦ 点検記録の保存期間

地下タンク等の点検記録は 3 年間保存することとなっています。

⑧ 罰則

点検を実施しない場合、点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し又は点検記録を保存しなかった場合には、法 14 条の 3 の 2 違反として、それぞれ罰則が適用される場合もあります。

定期点検を実施しない場合

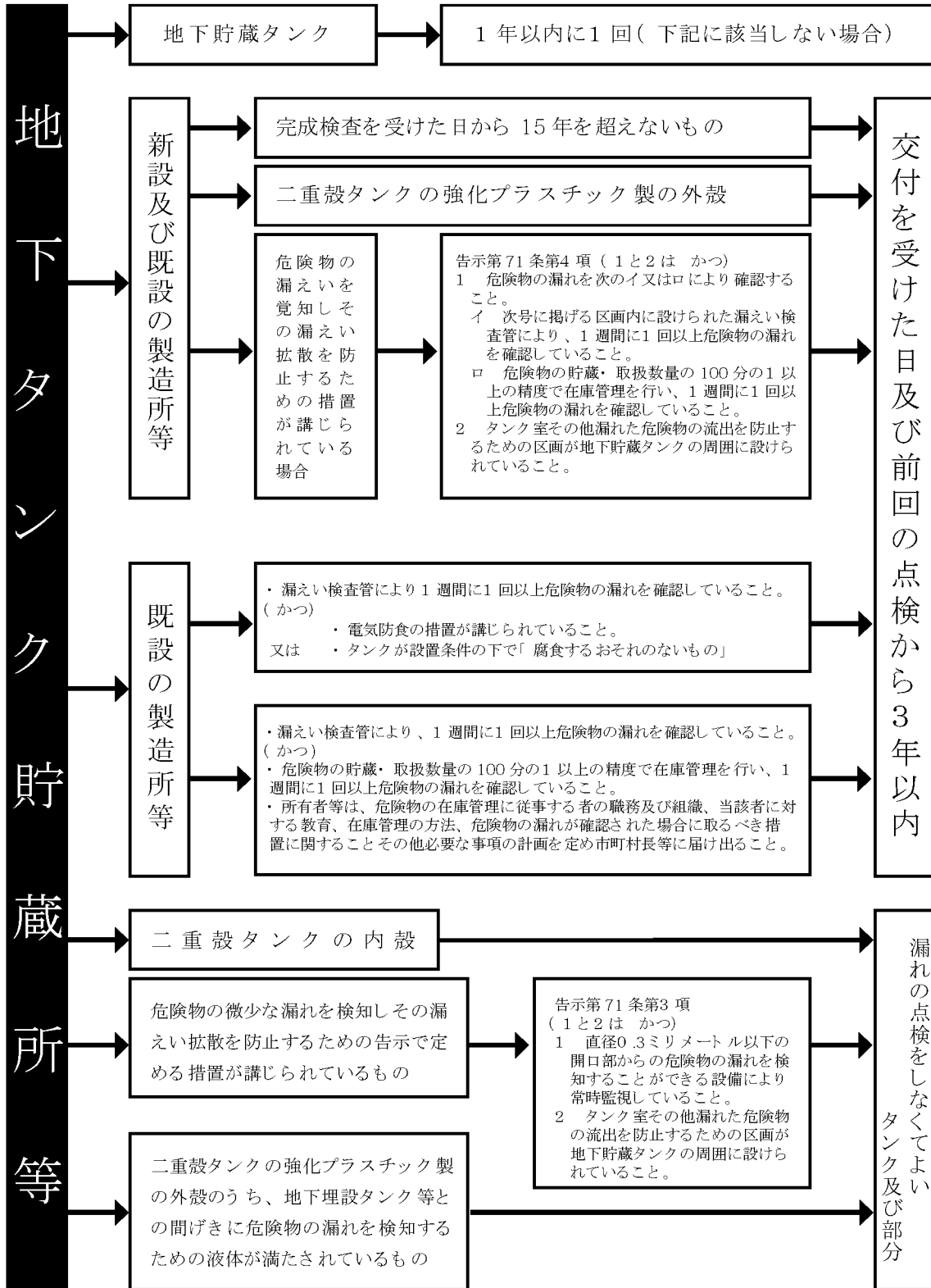
(法第 44 条第 3 の 3 号)
30 万円以下の罰金又は拘留

虚偽の点検記録を作成し又は
点検記録を保存しなかった場合

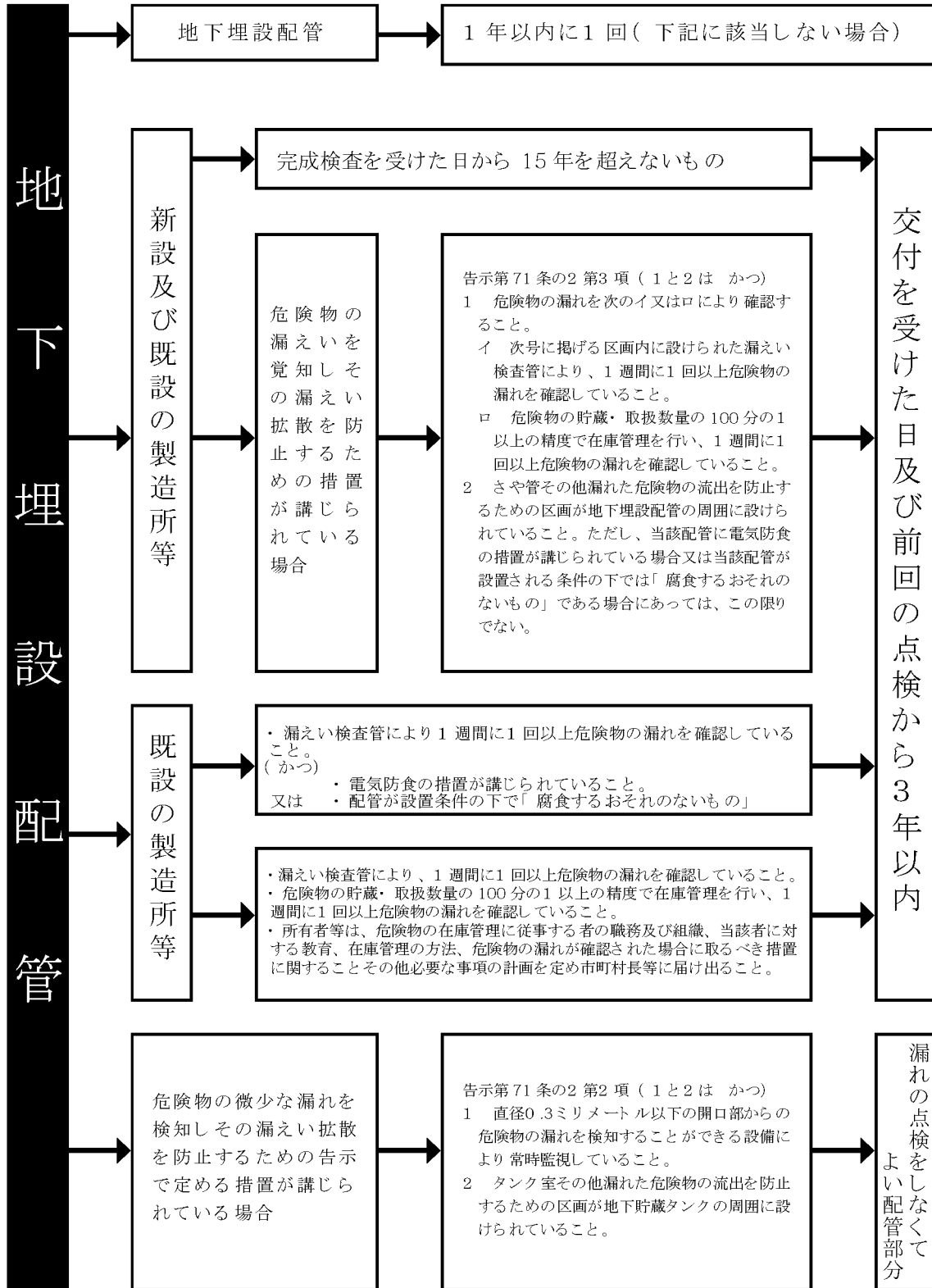
(法第 12 条の 2 号)
許可の取消し又は使用停止命令

2 漏れの点検実施周期

地下貯蔵タンク等の定期点検(漏れの点検)



地下埋設配管に係る 定期点検（漏れの点検）



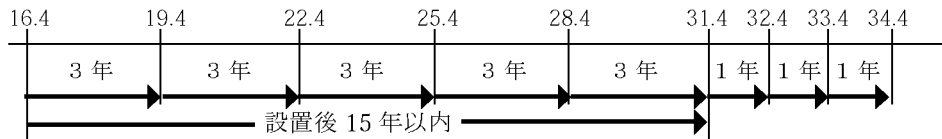
3 「漏れ点検」実施時期及び周期について

点検の実施時期及び周期は、各施設の設置年月日、措置状況及び従来実施していた点検方法等により変わりますので、その違いを例示してみました。

①平成 16 年 4 月 1 日以降に許可申請した新設の地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の場合

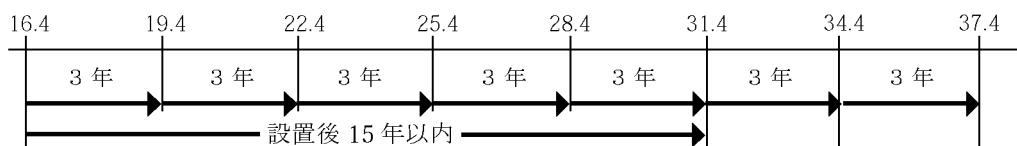
(1) 通常の場合の点検周期

- 完成検査後 15 年以内は、3 年に 1 回以上、15 年を超えた時点から 1 年に 1 回以上となります



(2) 規則第 62 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号及び規則第 62 条の 5 の 3 第 2 項に定める「危険物の漏えいを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられてる場合」

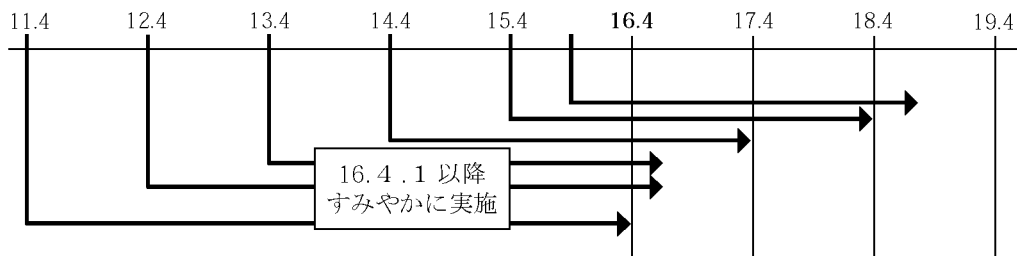
- 15 年を超えたものにあっても点検周期を 3 年に 1 回以上とすることができます。



②平成 16 年 3 月 31 日以前に設置許可されたもの、又は設置許可申請されている地下貯蔵タンク及び地下埋設配管で上記①(2)に該当しない場合(以下「既設製造所等」という。)

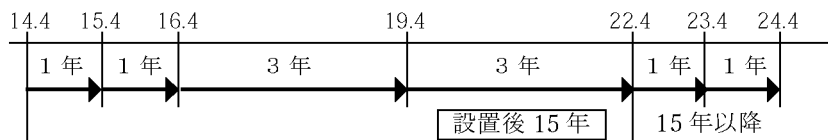
(1) 平成 11 年以降に設置した既設製造所等(完成検査後点検を実施していない施設の場合)

- 法令改正前では、直接法及び政令第 13 条第 1 項第 6 号に掲げる水圧試験を実施後 5 年以内に点検することになっていましたが、改正後は、完成検査後 15 年以内のものは、3 年に 1 回以上となりました。



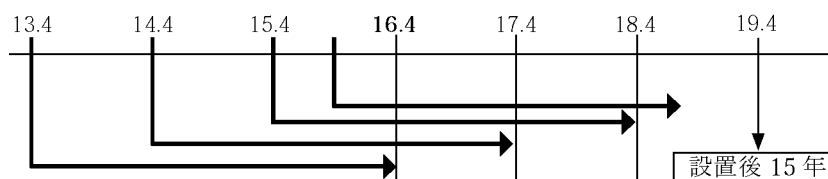
(2) 従来、1 年に 1 回以上の周期で漏れの点検を実施してきており、完成検査後 15 年未満の実施の場合

- 完成検査後 15 年を超えるまで 3 年に 1 回以上、15 年を超えた時点から 1 年に 1 回以上の周期になります。

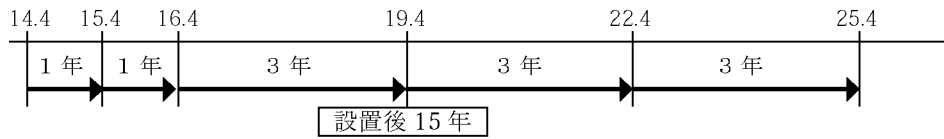


(3) 従来、施設の責任者等が、毎月 1 回の危険物の量の測定及び週 1 回以上の漏れ検査管による漏れ確認等を実施し、3 年に 1 回の周期で漏れの点検を実施してきており、完成検査後 15 年未満の施設の場合

- 完成検査後 15 年を超えるまで 3 年に 1 回以上の周期になります。



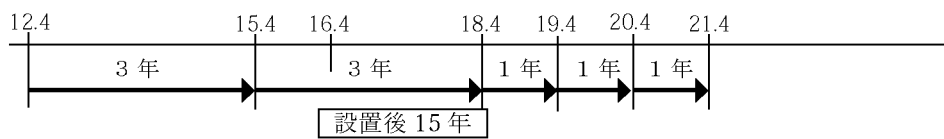
- (4) 従来、1年に1回の周期で漏れの点検を実施してきており、完成検査後15年を超える施設であるが、規則で定める「危険物の漏れを覚知しその漏れを拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているもの」に該当する場合
- ・前回点検を行った日から3年に1回以上の周期になります。



- (5) 従来、施設の責任者等が、毎月1回の危険物の量の測定及び週1回以上の漏れ検査による漏れ確認等を実施し、3年に1回の周期で漏れの点検を実施してきているが、完成検査後15年未満の施設で、かつ途中で15年を超える場合

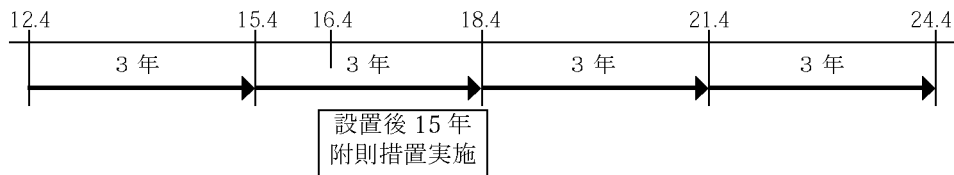
ア 15年を超えた時点で、規則の附則に定める措置を実施しない場合

- ・完成検査後15年を超えるまで3年に1回以上、15年を超えた時点から1年に1回以上の周期になります。



イ 15年を超えた時点で、規則の附則に定める措置を実施した場合

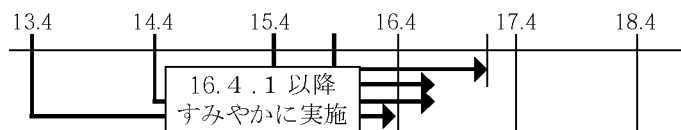
- ・そのまま3年に1回以上の周期になります。



- (6) 完成検査後15年を超えており、従来施設の責任者等が、毎月1回の危険物の量の測定及び週1回以上の漏れ検査による漏れ確認等を実施し、3年に1回の周期で漏れの点検を実施してきた施設の場合

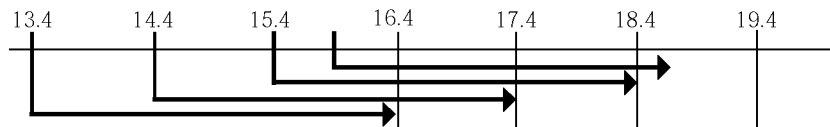
ア 16年4月の時点で、規則の附則に定める措置を実施しない場合

- ・16年4月の時点で1年に1回以上となりますので、前回の点検日から1年を超えている施設は速やかに実施する必要があります。



イ 16年4月の時点で、規則の附則に定める措置を実施した場合

- ・そのまま3年に1回以上の周期になります。



- (7) 完成検査後15年を超えており、規則の附則に定める措置を実施しない場合
- ・1年に1回以上の周期になります。

